

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
1	平成24年度 諮問受理第144号	平成24年12月5日 付け大生保生第 985号	平成24年10月18日	大情審第316号答申の前提事項「公開決定」=保護申請中」に置く。ところが、「理由説明書」と「決定書」の相違まで発生。「発行」の件を回答に差し替えたり工作。診療状況照会書を「本人の事情聴取」欠いて、発行可の規定明示求む。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年11月1日付け大生保生第821号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年11月5日	処分の取り消しを求める。 異議申立人の場合が、「本人の事情聴取」欠いているのを是としている。  実施機関は、(え)欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「生活保護の実施機関が被保護者に関する病状調査を行うにあたり、被保護者に問い合わせるなどの事情聴取を行わなければ、病状照会ができないと定められた規定」を求めていると解したが、該当する公文書はそもそも作成しておらず実際に存在しないことから(か)欄に記載の決定を行った。
2	平成24年度 諮問受理第205号	平成25年1月15日 付け大生保生第 1122号	平成24年11月6日	自動発券中の未使用医療券が、当医療機関処理可の規定。(個人情報処理する事と成る)	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年11月19日付け大生保生第901号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年12月3日	処分の取り消しを求める。 個人情報把握責任負う。※答申第299号表示されている。 (自動発券規定・無効登録処理規参照)  実施機関は、(え)欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「不要となった医療券を医療機関が処理や処分できると定められた公文書」を求めていると解したが、該当する公文書はそもそも作成しておらず実際に存在しないことから(か)欄に記載の決定を行った。
3	平成24年度 諮問受理第206号	平成25年1月15日 付け大生保生第 1124号	平成24年11月8日	「神経症」が、該当有る資料・法律・法令・通知類及び本市作成冊子。(当区適法の資料全部)	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年11月19日付け大生保生第902号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成24年12月3日	処分の取り消しを求める。 市民の声回答上、あたかも、該当有る記述している。  実施機関は、(え)欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「神経症は全て自立支援医療に該当すると定められた法律・法令・通知類・大阪市が作成した冊子等などの資料」を求めていると解したが、該当する公文書はそもそも作成しておらず実際に存在しないことから(か)欄に記載の決定を行った。
4	平成24年度 諮問受理第212号	平成25年1月31日 付け大生保生第 1206号	平成24年12月3日	別紙「23.4.18」受領された「公開請求書」は、同意書規定請求しているが、当区「公開決定」は、又、請求と異なるばかりか、「不同意」回答規定答弁へ化する。(答申第316号)再度、「同意書」規定請求(当然の法理)	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年12月14日付け大生保生第1013号 公開決定	同意書の規定が判る文書(生保業務) ※他法他施策についての件 【生活保護行政を適正に運営するための手引きについて(平成18年3月30日 社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)】	平成24年12月17日	処分の取り消しを求める。 大情審答申第316号は、公開決定通知書の規定点判然とせず。  実施機関は、(え)欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「生活保護の実施機関が被保護者に関する病状調査を行うにあたり、本人同意なしにできる根拠」を求めていると解したので、(き)欄に記載の公文書を特定し(か)欄に記載の決定を行った。
5	平成24年度 諮問受理第258号	平成25年3月19日 付け大生保生第 1340号	平成24年12月10日	生野区役所が、「神経症」を自立支援医療の行政指導(法第50条2項)実施し、当区へ行政指導する法規当区答弁する法規(請求と決定の判然求む)	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年12月25日付け大生保生第1055号 公開決定	生活保護行政を適正に運営するための手引きについて(平成18年3月30日 社援保発第0330001号 厚生労働省社会・援護局通知 第4-(2)-③-ア) 生活保護制度における他法他施策の適正な活用について(平成18年9月29日 社援保発第0929003号・社援指発第0929001号 厚生労働省社会・援護局保護課長、総務課指導監査室長通知) 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日 社発第246号 厚生省社会局長通知 平成24年3月30日社援発0330第34号改正まで 第6 他法他施策の活用)	平成25年2月5日	処分の取り消しを求める。法令と異なる本件決定で有る。 ③アは、未診除外 1点目「他法との関係」法令通知外。2点目「規定」実施欠く=「本人の事情聴取」「統括様式で行え」「レセプトに基づく一斉点検明示 3点目「診療中」規定を未診除外。※レセプト解釈基準 1点目同じく、法令通知外。  実施機関は、(え)欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「生活保護の実施機関が被保護者に関する病状調査を行うにあたり、本人同意なしにできる根拠や他法他施策活用の根拠」を求めていると解したので、(き)欄に記載の公文書を特定し(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
6	平成24年度 諮問受理第260号	平成25年3月19日 付け大生保生第 1344号	平成24年12月10日	他法他施策の活用を争点分かるもの	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年12月25日付け大生保生第1058号 不存在による非公開決定	請求に係る文書については作成又は取得していないため	平成25年2月5日	処分の取り消しを求める。法的根拠示さず、「是」答弁の不相当。 大生保生第825号他、あたかも該当有る答弁続ける区根拠不明  実施機関は、(え)欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「請求人に係る生活保護法の他法他施策活用について、実施機関と健康福祉局保護課との間に見解の相違や争点が存在すると記録された公文書」を求めていると解したが、該当する公文書はそもそも作成しておらず実際に存在しないことから(か)欄に記載の決定を行った。
7	平成24年度 諮問受理第262号	平成25年3月19日 付け大生保生第 1348号	平成24年12月11日	大生保生第696号の当局（福祉局）・当区（生野区）は、統一見解分かるものの法的根拠	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成24年12月25日付け大生保生第1057号 公開決定	生活保護行政を適正に運営するための手引きについて（平成18年3月30日 社援保発第0330001号 厚生労働省社会・援護局通知 第4-(2)-③-ア）生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日 社発第246号 厚生省社会局長通知 平成24年3月30日社援発0330第34号改正まで 第6 他法他施策の活用）	平成25年2月5日	処分の取り消しを求める。診療状況の回答書（診療状況照会書）は、法令外非合法書面。又、文字と通り、未診除外法令通知除外で有る。大福祉第3056号、答申第272号（独自を調査見解）と通り、独自は、通知外で有る。全て後付け必至  実施機関は、(え)欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「生活保護の実施機関が被保護者に関する病状調査を行うにあたり、本人同意なしにできる根拠や他法他施策活用の根拠」を求めていると解したので、(き)欄に記載の公文書を特定し(か)欄に記載の決定を行った。
8	平成24年度 諮問受理第263号	平成25年3月19日 付け大生保生第 1350号	平成24年12月17日	別紙「平成21年12月1日」書面に有る、資料①の〔自立支援医療に関連する収集資料一覧〕分、全部	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成25年1月4日付け大生保生第1085号 公開決定	障害者自立支援法（平成17年11月7日 法律第123号） 障害者自立支援法施行令（平成18年1月25日 政令第10号） 障害者自立支援法施行規則（平成18年2月28日 厚生労働省令第19号） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年5月1日法律第123号） 生活保護法（昭和25年5月4日 法律第144号） 生活保護法による医療扶助運営要領 生活保護制度における他法他施策の適正な活用について（平成18年9月29日 社援保発第0929003号並びに社援指発第0929001号 厚生労働省社会・援護局保護課長並びに同省同局総務課指導観察室長通知） 「生活保護の基礎知識」中の「他法他施策の活用について」の部分 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日 法律第57号） 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日 法律第58号） 大阪市個人情報保護条例（平成7年3月16日 条例第11号）	平成25年2月5日	処分の取り消しを求める。大生保生第825号表明欠く、克社援保発第0324号欠く。社援保発第0331007号欠く。下記、目次とは、「生活保護関係法令通知集」の事有る。（答申第272号参照※別紙2） 大福祉第3056号決定は、法令通知集（略）「目次と通り」実施。本件、目次表示以外有る為、所管外決定行う。（越権行為）※大健こ第258号参考  実施機関は、(え)欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「請求書に添付された資料に記載された公文書の全て」を求めていると解したので、(き)欄に記載の公文書を特定し(か)欄に記載の決定を行った。
9	平成24年度 諮問受理第282号	平成25年3月29日 付け大福祉第4831号	平成24年11月26日	「他法他施策の活用」上、非該当レセプト表記を規定外（未診）の市民が、法令可とする法令通知（当局・当区・法第25条2項発行要件・法第50条2項）回答要件（行政指導）答弁有 ①※大情審答申第272号参照＝「独自」見解 ②※府見解は、下記分 社援保発第0330001号 社援保発第0929003号 社援保発第0929001号は、法令通知集内「不存在」該当せず。	福祉局保護課	平成24年12月10日付け大福祉第3188号 公開決定	平成18年9月29日付け社援保発第0929003号、社援指発第0929001号厚生労働省社会・援護局保護課長、厚生労働省社会・援護局総務課指導監査室長通知「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について」	平成25年2月5日	処分の取り消しを求める。※整合性計れず 本件通知否定した「独自」（答申第272号）行為を是とする当局大健福第6054（1098・2207・4090）号有る。  実施機関は、(え)欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「他法他施策を活用するために生活保護の実施機関が被保護者に対して調査を行うことができるとする法令通知」を求めていると解し、(か)欄に記載の決定を行った。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 決定	(き) 公文書の件名もしくは公開請求に係る公文書を保有していない理由	(く) 異議申立て年月日	(け) 異議申立人の主張 (こ) 実施機関の主張
10	平成24年度 諮問受理第288号	平成25年3月29日 付け大福祉第4843号	平成24年12月11日	大健福第1918号有るのに、大福祉第2965号は、第3 社援保発第0330001号 I-4-(2) ①イを特定した(精神医療)のは、上記1918号統活様式①確認調書(略) 不要と成る。当区作成する①不要は、1918号相違する為、「精神医療」を規定した法令通知求む。(当局)	福祉局保護課	平成24年12月25日付け大福祉第3449号 公開決定	平成18年9月29日付け社援保発第0929003号、社援指発第0929001号厚生労働省社会・援護局保護課長、厚生労働省社会・援護局総務課指導監査室長通知「生活保護制度における他法他施策の適正な活用について」	平成25年2月5日	処分の取り消しを求める。整合性計れず。大福祉第3056号には、他の法令通知有る。(本件関係) ※大健福第6054 (1098・2207・4090) 号参照。 ----- 実施機関は、(え) 欄に記載の旨の公開請求の趣旨を「他法他施策の活用を図るための精神通院医療の確認調書等の定めのある通知」を求めていると解し、(か) 欄に記載の決定を行った。

- (注) 1 (え) 欄及び(け) 欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。  
2 (お) 欄については、(か) 欄に記載の決定時点における担当名としている。